

## 山形県県土整備部所管競争入札一抜け方式試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、山形県県土整備部各課、各公所又は総合支庁建設部が発注する業務委託（以下「業務委託」という）において、受注機会の確保や業務品質低下の防止を目的に試行実施する一抜け方式に関して必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において「一抜け方式」とは、次条の規定により対象とする条件付一般競争入札又は指名競争入札に付す複数の業務委託案件において、予め定めた開札順序で落札者を決定し、落札者となった者のそれ以降に落札決定する案件の入札を無効にする入札方式をいう。

### (対象案件)

第3条 一抜け方式の対象となる業務委託は、以下に掲げる全ての要件に合致するもののうち、発注機関の入札参加者選定等審査会にて一抜け方式の対象と認められた案件とする。

- (1) 同一の発注機関により発注される案件
- (2) 最低制限価格を設定する案件
- (3) 同一日に入札公告又は指名通知を行い、かつ同一日に開札する案件
- (4) 発注業種が同一かつ設計金額が同規模の案件
- (5) 一般競争入札においては、入札参加資格要件（地域要件、技術者要件等）が同一の案件
- (6) 指名競争入札においては、被指名者が概ね半数以上重複する案件

### (発注者の入札手続き)

第4条 入札手続きは、次のとおり行うものとする。

- (1) 一抜け方式を採用する案件等については、入札公告等で一抜け方式の対象案件である旨を明示する。  
また、併せて対象案件一覧（別紙様式1）により、開札順及び先に開札した案件で落札者となった者の次順位以降の案件の入札を無効とする旨を明示する。
- (2) 開札順は、原則として設計金額が大きい順とする。ただし、これにより難しい場合は、発注機関の入札参加者選定等審査会で必要と認めた案件について、開札順を変更することが出来る。

- (3) 対象案件の入札書提出締切時間は同日同時刻で設定する。
- (4) 入札参加を希望する対象案件全てについて、入札参加資格確認書類の提出を求める。

(開札、落札決定の手続き)

第5条 原則として、対象案件一覧（別紙様式1）で明示した開札順により開札を行い、落札者を決定する。

- 2 前項の手続きにより落札者となった者について、次順位以降の案件の入札は無効とする。
- 3 前項の手続きにより入札が無効となった結果、次順位以降の案件における初回の入札で落札者とすべき者がいないときは、再度入札を行うことができる。

この場合、後の開札順の案件についても開札を保留し、再度入札の結果、先の開札順の案件について落札決定された後に、後の開札順の案件を落札決定するものとする。

なお、再度入札を実施しない場合又は再度入札を実施しても落札候補者が決定されない場合は、次項の取扱いに準じるものとする。

- 4 一抜け方式対象案件のうち、いずれかの案件が中止、取止めとなった場合、中止等となった案件を除いた残りの案件で一抜け方式により落札者を決定する。

(留意事項)

第6条 一抜け方式の適用にあたっては、一連の入札のうち最後に開札する入札において、「建設工事等請負業者選定基準」に定められた応札可能者数を確保するよう配慮するものとする。

(入札公告等への記載事項)

第7条 一抜け方式を採用する場合は、以下の内容を入札公告等に記載するものとする。

(1) 条件付一般競争入札の場合

- ① 以下の内容を、入札公告の「その他」に記載する。

「本件入札は、山形県県土整備部所管競争入札一抜け方式試行要領の規定による一抜け方式により落札者を決定する。」

- ② 以下の内容を、入札説明書の「落札者の決定方法」に記載する。

「本件入札は、山形県県土整備部所管競争入札一抜け方式試行要領の規定による一抜け方式により落札者を決定する。対象となる業務委託名及び開札順等は、対象案件一覧（別紙様式1）に記載のとおり。」

「対象案件一覧（別紙様式1）に示す開札順が上位の入札において落札者となった者が次順位以降の案件にも参加している場合は、当該落札者の次順位以降の案件の入札を無効として取り扱うものとする。」

(2) 指名競争入札の場合

① 以下の内容を、指名通知書の「備考」欄に記載する。

「本件入札は、山形県県土整備部所管競争入札一抜け方式試行要領の規定による一抜け方式により落札者を決定する。」

② 以下の内容を、入札に関する条件等の「落札者の決定方法」欄に記載する。

ア 「本件入札は、山形県県土整備部所管競争入札一抜け方式試行要領の規定による一抜け方式により落札者を決定する。対象となる業務委託名及び開札順等は、対象案件一覧（別紙様式1）に記載のとおり。」

イ 「対象案件一覧（別紙様式1）に示す開札順が上位の入札において落札者となった者が次順位以降の案件にも参加している場合は、当該落札者の次順位以降の案件の入札を無効として取り扱うものとする。」

(一抜け方式採用時の報告)

第8条 一抜け方式を採用した発注機関は、一連の対象案件が落札決定した後に、別紙様式2により建設企画課に報告すること。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じ、その都度定めるものとする。

附則 この要領は、令和7年7月1日以後に入札公告（又は指名通知）を行う案件について適用する。

【様式1】

一抜け方式対象案件一覧について

1 一抜け方式対象案件は、以下のとおりである。

発注機関 : ○○総合支庁建設部○○建設総務課  
(県土整備部/○○事務所)

公 告 日 : 令和○年○月○日 ( )

開札予定日 : 令和○年○月○日 ( )

開札順	業務委託名 (一抜け方式対象案件)	開札予定 時刻
1		
2		
3		
4		
5		

※行が不足する場合、適宜追加すること

2 留意事項

- ① 複数の入札に参加希望する場合、参加を希望する案件全てに入札参加資格確認書類を提出すること。
- ② 山形県県土整備部所管競争入札一抜け方式試行要領に基づき、落札決定を行う。
- ③ 上に示す開札順が上位の入札において落札者となった者が、次順位以降の案件にも参加している場合は、その入札を無効とする。

【様式2】

第 号  
年 月 日

県土整備部長 殿

総合支庁建設部（次）長（公所長）

一抜け方式の適用について（報告）

山形県県土整備部所管競争入札一抜け方式試行要領第〇条に基づき、一抜け方式を適用した案件について、下記のとおり報告します。

記

1 一抜け方式対象の案件

開札日： 令和〇年〇月〇日

開札順	業務委託名 (一抜け方式対象案件)	落札者	入札者数 ※1
1			
2			
3			
4			
5			

※1 一抜け方式により入札が無効となった者を除く。

【記載例】 ※報告時、不要な行は適宜削除すること

開札日： 令和7年7月〇日

開札順	業務委託名 (一抜け方式対象案件)	落札者	入札者数 ※1
1	令和〇年度〇〇〇〇事業〇〇業務委託	(株)A測量	5者
2	令和〇年度〇〇〇〇事業〇〇〇業務委託	B設計(有)	2者
3	令和〇年度〇〇〇〇〇事業〇〇業務委託	無し (取止め)	ゼロ

※1 一抜け方式により入札が無効となった者を除く。